

用語	説明	
こ		
公正な移行		公正な移行とは、雇用を失う恐れのある労働者に対して雇用機会が提供され、斜陽産業の労働者に対し、訓練やスキル向上の機会、社会的保護が提供されるなど、様々なレベルで必要な変化に関する提案や実施に労働組合が関与できる参加型の公平なプロセスのことである。
国際アコード	International Accord	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 繊維・衣料品産業の安全衛生に関する国際協定。バングラデシュ・アコード（2013年締結、2018年改訂）の後継となる協定であり、2021年に開始した。バングラデシュ・アコードの説明責任、透明性、法的拘束力という重要な要素を維持しており、バングラデシュの独立した組織「持続可能な既製服協議会（RSC）」を通じて、バングラデシュにおける安全衛生プログラムを継続する。バングラデシュのみならず、他国にも適用範囲を拡大していくことを目指している。オランダの国際アコード財団を通じて実施される。</li> </ul>
国連責任投資原則	UN Principle for Responsible Investment	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2006年にアナン第七代国連事務総長が提唱した投資に対する原則のこと。投資にあたって売上高や利益などの財務指標だけでなく、環境（environment）、社会（social）、企業統治（corporate governance）など財務指標には表れにくい問題への取組状況にも配慮すべきだとする世界共通のガイドライン。</li> </ul>
国連ビジネスと人権ガイドライン	ラギー原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国連事務総長特別代表のジョン・ラギー氏が策定し、2011年6月16日に国連人権理事会により決議された。その目的は、2008年に同じくジョン・ラギー氏が、多国籍企業のビジネスと人権に関する基準と慣行を強化するために策定した「保護、尊重及び救済の枠組（ラギーフレームワーク）」を実行に移すことである。同原則は、31の原則により成り立ち、企業が取り組むべき具体的なプロセスである「人権デューデリジェンス」の手順も記されている。</li> <li>● 基本的認識として、Ⅰ. 人権を保護する国家の義務、Ⅱ. 人権を尊重する企業の責任、Ⅲ. 救済へのアクセス、の3つの柱に基づいており、企業活動が人権に与える影響に係る「国家の義務」及び「企業の責任」を明確にすると同時に、被害者が効果的な「救済」を得るメカニズムの重要性を強調し、各主体が、それぞれの義務・責任を遂行すべき具体的な分野及び事例を挙げている。</li> </ul>